

第2回 鉄道分野特定技能協議会

第1回 鉄道分野育成就労協議会

議事次第

日時：令和8年6月23日（火）15時00分～

会場：中央合同庁舎2号館共用会議室3A・3B（オンライン併用）

1 開会

2 議事

- (1) 鉄道分野における特定技能制度・育成就労制度について
- (2) 鉄道分野特定技能協議会の規約・規程等の改正について
- (3) 鉄道分野育成就労協議会の規約・規程等の制定について
- (4) 鉄道分野における外国人材の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範について
- (5) 鉄道分野における育成・キャリア形成プログラムについて
- (6) 鉄道分野における外国人材の受入れ企業の取組事例について
- (7) 質疑・その他

3 閉会

配付資料

- ・ 構成員名簿
- ・ 出席者名簿
- ・ (資料1-1) 鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針
- ・ (資料1-2) 国土交通省告示第千百八十号
- ・ (資料1-3) 国土交通省告示第四百四十二号
- ・ (資料1-4) 鉄道分野における特定技能制度・育成就労制度について
- ・ (資料2) 鉄道分野特定技能協議会規約・運営規程等
- ・ (資料3) 鉄道分野育成就労協議会規約・運営規程等
- ・ (資料4-1) 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）
- ・ (資料4-2) 育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）
- ・ (資料5) 【鉄道分野】育成・キャリア形成プログラム（案）
- ・ (資料6) 鉄道分野における外国人材の受入れ企業の好事例
- ・ (参考資料) 議決権に関する細則

鉄道分野特定技能協議会 構成員名簿

【有識者】（敬称略・五十音順）

- ・池之谷 潤（全日本交通運輸産業労働組合協議会議長）
- ・加藤 浩徳（東京大学大学院工学系研究科教授）
- ・清水 寛子（ESUHAI Co.,Ltd 副社長）

【特定技能所属機関】

（別紙1）

【登録支援機関】

（別紙2）

【業界団体等】

- ・海外鉄道技術協力協会
- ・日本民営鉄道協会
- ・日本地下鉄協会
- ・第三セクター鉄道等協議会
- ・日本鉄道電気技術協会
- ・北海道旅客鉄道株式会社
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・四国旅客鉄道株式会社
- ・九州旅客鉄道株式会社
- ・日本貨物鉄道株式会社

【試験実施機関】

- ・日本鉄道施設協会
- ・日本鉄道運転協会
- ・鉄道電業安全協会
- ・日本鉄道運輸サービス協会
- ・日本鉄道車輛工業会
- ・日本鉄道車両機械技術協会

【関係省庁】

- ・警察庁
- ・出入国在留管理庁
- ・外務省
- ・厚生労働省
- ・国土交通省（鉄道局技術企画課）

鉄道分野育成就労協議会 構成員名簿

【有識者】（敬称略・五十音順）

- ・池之谷 潤（全日本交通運輸産業労働組合協議会議長）
- ・加藤 浩徳（東京大学大学院工学系研究科教授）
- ・清水 寛子（ESUHAI Co.,Ltd 副社長）

【育成就労実施者】

—

【監理支援機関】

—

【業界団体等】

- ・海外鉄道技術協力協会
- ・日本民営鉄道協会
- ・日本地下鉄協会
- ・第三セクター鉄道等協議会
- ・日本鉄道電気技術協会
- ・北海道旅客鉄道株式会社
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・四国旅客鉄道株式会社
- ・九州旅客鉄道株式会社
- ・日本貨物鉄道株式会社

【試験実施機関】

- ・日本鉄道施設協会
- ・日本鉄道運転協会
- ・鉄道電業安全協会
- ・日本鉄道運輸サービス協会
- ・日本鉄道車輛工業会
- ・日本鉄道車両機械技術協会

【関係省庁等】

- ・外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）
- ・警察庁
- ・出入国在留管理庁
- ・外務省
- ・厚生労働省
- ・国土交通省（鉄道局技術企画課）

第2回鉄道分野特定技能協議会及び第1回鉄道分野育成就労協議会 出席者名簿

【有識者】(敬称略・五十音順)

- ・池之谷 潤 (全日本交通運輸産業労働組合協議会議長)
- ・加藤 浩徳 (東京大学大学院工学系研究科教授)
- ・清水 寛子 (ESUHAI Co.,Ltd 副社長)

【特定技能所属機関】

(別紙3)

【登録支援機関】

(別紙4)

【業界団体等】(敬称略)

- ・海外鉄道技術協力協会 常務理事 興石 逸樹
- ・日本民営鉄道協会 常務理事労務・人材部長 平光 正樹
- ・日本地下鉄協会 業務部長 橋田 慶司 ※
- ・第三セクター鉄道等協議会 事務局長 高橋 正人 ※
- ・日本鉄道電気技術協会 専務理事 入夏 仁美
- ・北海道旅客鉄道株式会社 総務部長 小坂 賢一 ※
- ・東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 人財戦略部長 塩原 敬 (代理：阪口 直之)
- ・東海旅客鉄道株式会社 執行役員 総合技術本部 副本部長 田邊 幸司 ※
- ・西日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員 鉄道本部副本部長 鉄道本部 経営企画部長 広岡 研二 (代理：中西 翔一) ※
- ・四国旅客鉄道株式会社 取締役総務部長 高須賀 浩 ※
- ・九州旅客鉄道株式会社 東京支社副支社長 安田 絢哉
- ・日本貨物鉄道株式会社 人事部 主席 今井 智宏 ※

【試験実施機関】(敬称略)

- ・日本鉄道施設協会 専務理事 米山 典雄 ※
- ・日本鉄道運転協会 専務理事 吉田 豊
- ・鉄道電業安全協会 専務理事 赤井澤 啓悦
- ・日本鉄道運輸サービス協会 専務理事 斉藤 庄一
- ・日本鉄道車輛工業会 専務理事 廣瀬 道雄
- ・日本鉄道車両機械技術協会 専務理事 橋爪 進

【関係省庁等】(敬称略)

- ・外国人技能実習機構 指導援助部援助課 調査役 渡邊 友子 ※
- ・警察庁 刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付 課長補佐 木村 有 ※
- ・法務省 出入国在留管理庁政策課 係長 黒田 明日美 ※
- ・外務省領事局外国人課 課長補佐 西村 秀一 ※
- ・厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 海外人材育成対策専門官 吉川 拓真 ※
- ・国土交通省鉄道局技術企画課 課長 中野 智行
課長補佐(総括) 大山 裕司
課長補佐 中澤 章
係長 神谷 柁志
係長 北上 泰河

※オンライン出席

【別紙1】

特定技能所属機関一覧（構成員番号順）（2026年6月1日現在）

- ・サーミット工業株式会社
- ・株式会社スミヨシ
- ・株式会社デサン
- ・令和産業株式会社
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・株式会社ウエルテック
- ・日本電設電車線工事株式会社
- ・NR 電気システム株式会社
- ・NR 電車線テクノ株式会社
- ・仙台電気工事株式会社
- ・関根軌道工業株式会社
- ・株式会社三森総業
- ・株式会社関建設工業
- ・株式会社ワールド工業
- ・株式会社シビル旭
- ・末原建設株式会社
- ・東日本電気エンジニアリング株式会社
- ・野木軌道株式会社
- ・有限会社山下工業所
- ・株式会社山幸
- ・株式会社日総建
- ・有限会社中本軌道工業
- ・坂本軌道工業株式会社
- ・京浜急行電鉄株式会社
- ・株式会社明豊
- ・九州軌道工業株式会社
- ・アートテクノ株式会社
- ・澄川工業株式会社
- ・北海道旅客鉄道株式会社
- ・株式会社鉄軌
- ・富禮工業株式会社
- ・京王電鉄株式会社
- ・株式会社共栄工業
- ・高幸建設 株式会社
- ・トーカイトック株式会社
- ・株式会社 睦電設工業
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・東日電設株式会社
- ・交新建設株式会社
- ・京成電鉄株式会社
- ・四国旅客鉄道株式会社

- ・三軌建設株式会社
- ・JR九州電気システム株式会社
- ・株式会社 松本組
- ・株式会社 NARITA
- ・名古屋鉄道株式会社
- ・有限会社伊藤組
- ・株式会社静軌建設
- ・JR九州エンジニアリング株式会社
- ・株式会社今日新電通設備
- ・エースライズ株式会社
- ・広栄工業株式会社
- ・東武鉄道株式会社
- ・有限会社第一軌道開発
- ・株式会社谷黒組
- ・京王建設株式会社
- ・有限会社平戸電設
- ・近畿日本鉄道株式会社
- ・武蔵野工業株式会社
- ・長電テクニカルサービス株式会社
- ・東軌工業株式会社
- ・株式会社大軌
- ・北総軌道工業株式会社
- ・東京地下鉄株式会社
- ・JR 東日本テクノロジー株式会社
- ・株式会社山口組
- ・有限会社大矢組
- ・株式会社杉山建設
- ・鈴木電設有限会社
- ・日豊電設工業株式会社
- ・日本貨物鉄道株式会社
- ・エステー工業株式会社
- ・古川興業株式会社
- ・有限会社ヒロセ工業
- ・GT 山合同会社
- ・株式会社TMK
- ・福知山電気株式会社
- ・株式会社リケン工業
- ・ショダイ株式会社
- ・有限会社砂原組
- ・有限会社鍛冶田軌道
- ・株式会社酒井製作所
- ・双栄建設株式会社

【別紙2】

登録支援機関一覧（構成員番号順）（2026年6月1日現在）

- ・ G.A. コンサルタンツ株式会社
- ・ アジア国際交流事業協同組合
- ・ 公益社団法人日本インドネシア経済協力事業協会
- ・ 一般社団法人日本ベトナム経済フォーラム
- ・ 株式会社 CROSLAN
- ・ 公益財団法人国際労務管理財団
- ・ 株式会社アークス
- ・ 株式会社 グローバルヒューマニー・テック
- ・ 一般財団法人国際人材支援機構
- ・ 株式会社日本ワールドビジネス
- ・ アジアビジネス交流協同組合
- ・ 株式会社 NEXT STAGE
- ・ アイエム協同組合
- ・ 協同組合西海協
- ・ 東洋ビジネス協同組合
- ・ アデコ株式会社
- ・ 株式会社エンデバー
- ・ 株式会社ケイズビュー
- ・ 建備建設事業協同組合
- ・ 事業協同組合KENOH
- ・ 株式会社マルサン
- ・ 名鉄エリアパートナーズ株式会社
- ・ 長野エスコ事業協同組合
- ・ 地域環境福祉事業協同組合
- ・ 流通産業協同組合
- ・ VHC ジャパン株式会社
- ・ 株式会社 miroku
- ・ 株式会社マツウラ技研
- ・ 株式会社日本旅行
- ・ インターバシオン有限会社
- ・ JP ネットワーク協同組合
- ・ 協同組合あかり
- ・ SORAIRO WORK 合同会社

【別紙3】

特定技能所属機関出席者一覧（敬称略・構成員番号順）

- ・サーミット工業株式会社 兵庫事業所 所長 平井 裕介 ※
- ・株式会社スミヨシ 経営管理部 部長 中岡 申明 ※
- ・株式会社デサン 取締役 総務 GM 小船亜紀子 ※
- ・令和産業株式会社 総務 BAO CUIXIA ※
- ・日本電設電車線工事株式会社 代表取締役社長 伊藤 将親 ※
- ・NR 電気システム株式会社 常務取締役 地家 龍一 ※
- ・関根軌道工業株式会社 取締役総務部長 関根 学 ※
- ・株式会社三森総業 専務取締役 三森 修 ※
- ・株式会社関建設工業 市原工事所 企画本部長 小池 善夫 ※
- ・株式会社シビル旭 企画部 部長 小林 伸一郎 ※
- ・東日本電気エンジニアリング株式会社 人事部長 川畑 亨 ※
- ・野木軌道株式会社 専務取締役 酒巻 久徳
- ・株式会社山幸 代表取締役 専務 新宮 孝博 ※
- ・株式会社日総建 代表取締役 山元伸介 ※
- ・有限会社中本軌道工業 米子出張所 所長 中本 智巳 ※
- ・坂本軌道工業株式会社 代表取締役 坂本 徹
- ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部執行役員 鉄道統括部長 富岡 勇人 ※
- ・株式会社明豊 役員 軌道部 明瀬 匠 ※
- ・アートテクノ株式会社 代表取締役 南 豪
- ・澄川工業株式会社 執行役員経営管理部長 嶋田 和正 ※
- ・京王電鉄株式会社 人事部 課長補佐 豊田 真実 ※
- ・トーカイテック株式会社 顧問 一宮営業所 宮本 修 ※
- ・株式会社 睦電設工業 代表取締役社長 奈良 浩蔵 ※
- ・交新建設株式会社 専務執行役員 荒木 誠
- ・京成電鉄株式会社 執行役員人事部長 本田 哲也
- ・三軌建設株式会社 執行役員 事業本部 軌道部長 森高 寛功 ※
- ・JR九州電気システム株式会社 総務人事部 副部長 水嶋 法子 ※
- ・株式会社 NARITA 代表取締役 成田 稔 ※
- ・エースライズ株式会社 取締役 大平 耕士 ※
- ・東武鉄道株式会社 人事部 課長 小林 哲郎 ※
- ・有限会社平戸電設 代表取締役 平戸 厚夫 ※
- ・武蔵野工業株式会社 総務部 課長 村田 和雄 ※
- ・長電テクニカルサービス株式会社 常務取締役 勝山 浩行 ※
- ・東軌工業株式会社 取締役 管理部長 舘田 聡史
- ・株式会社大軌 取締役 工務部長 森田 一宣
- ・北総軌道工業株式会社 代表取締役社長 土岐 正人
- ・東京地下鉄株式会社 人事部 課長 中川 恵介 ※
- ・JR 東日本テクノロジー株式会社 経営企画部 課長 旗谷 圭介 ※
- ・株式会社杉山建設 代表取締役 小出 姿
- ・日豊電設工業株式会社 代表取締役社長 會田 博実 ※

- ・ エステー工業株式会社 総務部 課長 鯉淵 健一 ※
- ・ 古川興業株式会社 鉄道工事部長 豊浦 秀明 ※
- ・ 有限会社ヒロセ工業 常務取締役 廣瀬 達也 ※
- ・ GT山合同会社 代表社員 UNURBILEG GANBAYAR ※
- ・ 株式会社TMK 取締役 林田 富美 ※
- ・ 株式会社リケン工業 業務部 部長 大西 正浩 ※
- ・ 株式会社酒井製作所 岡本ゆかり ※
- ・ 双栄建設株式会社 代表取締役 奈良岡 剛 ※

※オンライン出席

【別紙4】

登録支援機関出席者一覧（敬称略・構成員番号順）

- ・一般社団法人日本ベトナム経済フォーラム コーディネーター 中川原 吉彦 ※
- ・公益財団法人国際労務管理財団 監査室 室長 対馬 北斗 ※
- ・株式会社 グローバルヒューマニー・テック 管理本部 本部長 保立 章宏 ※
- ・一般財団法人国際人材支援機構 係長 島田真奈美 ※
- ・株式会社日本ワールドビジネス 海外事業部 石田 万里奈 ※
- ・株式会社NEXT STAGE 代表取締役 梅津 優一 ※
- ・アイエム協同組合 代表理事 加藤 良行 ※
- ・協同組合西海協 業務課 主任 赤松 瑞紀 ※
- ・東洋ビジネス協同組合 所長 岡村 隆美 ※
- ・アデコ株式会社 外国人雇用推進部 営業推進課 リーダー 大塚祐利 ※
- ・株式会社エンデバー 管理部 支援業務管理マネージャー NYAMBAYAR OTGONCHIMEG
- ・株式会社ケイズビュー 開発営業部 赤堀正浩
- ・名鉄エリアパートナーズ株式会社 戦略事業部 サブマネージャー 牧 宏和 ※
- ・流通産業協同組合 営業部 清水 亜矢
- ・株式会社マツウラ技研 営業管理部長 吉本 博行 ※
- ・協同組合あかり 伊藤 宏美 ※

※オンライン出席

鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

鉄道分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

鉄道分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である鉄道分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための具体的な施策として、①人手を介さずにデジタル技術を活用して各種施設等のデータ収集等を行う C B M 型（状態を把握して最適な時

期に補修を実施)のメンテナンス手法の導入、②一連のレール交換作業の大半を1つの機械で施工出来るシステム、自動清掃ロボット、駅改札におけるAIを活用した案内システム等の導入、③鉄道関係機関等との連携により、鉄道のメンテナンス業務に携わる人材に対する技術講習会の実施等による生産性向上のための取組を実施している。

国土交通省としても、④自動運転や軌道等の保守業務の省力化等、デジタル技術を活用した現場業務の効率化・省力化に資する技術開発への支援、⑤地域鉄道事業者における軌道や電車線検測のデジタル化等の省力化に資する設備導入への支援等により、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組等の結果、鉄道分野では業務の効率化・省力化等による生産性向上が推進されている。

イ 国内人材確保のための取組

(ア) 女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

具体的な施策として、次の取組を行っている。

- ① 初任給、基本給等の増額、出産祝い金の支給、女性用宿泊施設の整備や女性職員の比率に関する目標設定、ジョブリターン制度や大規模中途採用を実施
- ② 一般社団法人日本民営鉄道協会において、就業者のライフイベントにより就労が困難となった社員を民鉄各社で相互に受け入れる「民鉄キャリアトレイン」を実施
- ③ 国土交通省において、退職自衛官の鉄道業界等への再就職を後押しするため、防衛省・鉄道事業者等と申合せを締結し、関係機関等との連携により駐屯地での説明会やインターンシップの開催等の取組を推進

(イ) 処遇改善

具体的な施策として、国土交通省において、鉄道運賃水準の算定の根拠となる「総括原価」の算定方法を定める「収入原価算定要領」を改定し、鉄道事業者における人件費上昇率のみならず、他の事業者も含めた人件費上昇率の実績値等も反映できるよう算定方法の見直しの取組を行っている。

(ウ) 労働安全衛生対策

具体的な施策として、次の取組を行っている。

- ① 国土交通省において、鉄道事業者が利用者から収受した料金をバリアフリー設備の整備に充てられる鉄道駅バリアフリー料金制度の整備や予算等の支援を実施し、ホーム上の作業員の安全性向上にも寄与するホームドア整備を推進
- ② 一般社団法人日本民営鉄道協会において、各社の職場の安全衛生に関する様々な活動事例を写真により広く普及する「安全衛生フォトコンテスト」を実施

(エ) (ア) の成果

上記(ア)の取組等の結果、鉄道分野における有効求人倍率(駅・車両清掃区分を除く。)は、令和4年度では3.59倍であったところ、令和6年度には

3.48倍となっている。

(オ) (イ) の成果

上記(イ)の取組等の結果、「賃金引上げ等の実態に関する調査」(厚生労働省)における1人平均賃金の改定率は、鉄道業を含む「運輸業、郵便業」において、令和4年は1.8%であったところ、令和6年は3.2%となっている。

(カ) (ウ) の成果

上記(ウ)の取組等の結果、「労働災害動向調査」(厚生労働省)における労働災害度数率は、鉄道業(事業所規模30人以上)において、令和5年は1.53であり、概ね横ばいで推移している。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

鉄道分野における業務量を示す指標として、旅客鉄道が輸送した旅客の総人員数である「輸送人員」がある。輸送人員は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2年度には大きく減少したものの、同感染症感染拡大前と同程度まで回復している。また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)において、インバウンド回復や国内交流拡大は同感染症感染拡大前を超える水準を目標としており、鉄道需要やそれに伴う各施設の保守量等は今後も継続、拡大することが見込まれることから、これを支える鉄道分野の人材確保が極めて重要である。しかし、鉄道分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めているものの、令和6年度の鉄道分野の有効求人倍率は2.60倍となっており、少子化等により若手の採用が困難となってきたことに加え、高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっているが、今後も鉄道需要は維持、拡大し、令和10年度には17万5,600人の就業者が必要となる。鉄道は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、鉄道分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。鉄道需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、チームリーダー等の指導・監督の下で、鉄道特有の制約を理解し、特殊な機材や工具等を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。上記(2)に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が1万6,500人程度緩和されることが見込まれるものの、なお4,000人程度の人手不足が見込まれる状況である。

(4) 受入れ見込数(育成就労法第7条の2第2項第4号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。)

ア 鉄道分野全体の受入れ見込数

鉄道分野全体における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見込数は、4,000人である。

当該受入れ見込数は、鉄道分野において、令和10年度には2万500人程度の人手不足が見込まれる中、技術開発等による5年間で1%強(駅・車両清掃区分は3年間で2%強)の生産性向上(令和10年度までに2,400人程度)や、処遇の改善の取組等による追加的な国内人材の確保(令和10年度までに1万4,100

人程度)を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1号特定技能外国人の受入れ見込数

鉄道分野における令和6年度から5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数は、2,900人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

鉄道分野における令和9年度から2年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、1,100人であり、これを令和10年度末までの2年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

(1) 鉄道分野をめぐる人手不足状況の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 鉄道分野の特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- ② 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- ③ 関係業界への調査
- ④ 特定技能制度における鉄道分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成就労制度における鉄道分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）による特定技能所属機関、育成就労実施者等からの状況把握等

(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

(3) 育成就労法第12条の2の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法

第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。)の停止の措置を求める。

- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係る鉄道分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。

鉄道分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、鉄道分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送付機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

地方公共団体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、特定技能・育成就労の協議会等と連携し、本制度の趣旨や優良事例の情報を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関及び育成就労実施者に採用活動や生

活支援の充実を促し、各地域の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

鉄道分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次の(1)及び(2)に定める試験に合格した者とする。

(1) 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表2のd. 育成就労評価試験（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

(2) 日本語能力水準

別表1のb. 日本語能力水準の欄に掲げるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

鉄道分野において設定する業務区分及び1号特定技能外国人が従事する業務は、上記1(1)①の技能水準にあつては当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のc. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記1(1)②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表2のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のc. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

鉄道分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態（同時に鉄道分野の2事業者を特定技能所属機関とする在籍型出向形態を含む。）とする。

イ 在籍型出向の形態により受け入れる必要性

鉄道分野においては、従前から相互に密接に関連する企業間において技能を要する業務（鉄道分野において受け入れる特定技能外国人に必要なとされる技能を要する業務を含む。）を委託等するに当たり、在籍型出向形態により当該技能に係る教育・研修を行っている実態があり、特定技能制度においても特定産業分野に属する技能の一層の向上を目的として、安定的な業務委託等の関係のある

機関間において、一定期間在籍型出向形態により鉄道分野の同一の業務区分に属する業務に従事させるために特定技能外国人を受け入れることが必要不可欠である。

ウ 在籍型出向を活用して受け入れる場合における懸念を払拭するために講じる措置

鉄道分野において特定技能外国人の在籍型出向形態を認めるに当たり、特定技能外国人の雇用の安定や1号特定技能外国人への支援を確実に担保するため、国土交通省において、在籍型出向を行う出向元・出向先の特定技能所属機関を把握し、当該機関同士が適切に在籍型出向を行うことができることを確認した上で、出向期間中における所定内賃金等の待遇が出向元におけるものに比べ維持又は向上されることや在籍型出向に係る期間（1号特定技能外国人については1年につき通算4月を超えない期間とする。）における1号特定技能外国人支援を行う主体等を事前に確認する。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- ② 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になること。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ④ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記②、③、④及び⑤の条件を満たす登録支援機関に委託すること。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

鉄道分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の（1）に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の（2）及び（3）にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

(1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの（ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの）

- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。以下同じ。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

(2) 育成就労の開始後1年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表2のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記1（1）①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表2のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの（ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの）

2 育成就労外国人の育成に関する事項

鉄道分野において設定する主たる技能は、別表2のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、鉄道分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

鉄道分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、以下に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表2のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2.1相当以上の水準と認められるもの（ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの）

(2) 転籍制限期間

転籍制限期間は1年とする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

鉄道分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二２（１）参照）。

（２）育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

（３）育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- ② 育成就労実施者は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ③ 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 育成就労実施者は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 育成就労実施者は、運輸係員の業務区分の育成就労外国人に対し、日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和 7 年法務省・厚生労働省令第 4 号）第 13 条第 2 項第 8 号に規定する授業時間数に加え、追加で 50 時間以上の授業時間数（合計して 150 時間以上の授業時間数。入国後講習において、又は過去 6 か月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。）授業科目を受講させること。ただし、試験その他の評価方法により「日本語教育の参照枠」B 1 相当以上の水準を有していることが証明されている者に対しては、この限りではない。

イ 育成就労外国人に対して特に課す条件

運輸係員の業務区分の育成就労外国人は、入国時に「日本語教育の参照枠」の A 1 相当以上の水準と認められる試験に合格していること。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 日本語能力水準	c. 業務区分 (従事する業務)
1	鉄道分野特定技能 1 号評価試験 (軌道整備)	「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの	軌道整備 (軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)
2	鉄道分野特定技能 1 号評価試験 (電気設備整備)	「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの	電気設備整備 (電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)
3	鉄道分野特定技能 1 号評価試験 (車両整備)	「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの	車両整備 (列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等)
4	鉄道分野特定技能 1 号評価試験 (車両製造) 技能検定 3 級 (機械加工) 技能検定 3 級 (仕上げ) 技能検定 3 級 (電子機器組立て) 技能検定 3 級 (電気機器組立て) 技能検定 3 級 (塗装)	「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの	車両製造 (素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等)
5	鉄道分野特定技能 1 号評価試験 (運輸係員)	「日本語教育の参照枠」の B 1 相当以上の水準と認められるもの	運輸係員 (ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等)
6	鉄道分野特定技能 1 号評価試験 (駅・車両清掃)	「日本語教育の参照枠」の A 2. 2 相当以上の水準と認められるもの	駅・車両清掃 (車両内部清掃 (折り返し清掃含む)、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃 (駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む)、休憩室清掃 (駅員・乗務員用等) 等)

別表2（第二1、2、第三1及び3関係）

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準（1年経過時まで）	d. 技能水準（育成就労終了まで）
1	軌道整備	軌道整備	鉄道分野育成就労評価試験（軌道整備）（初級）	鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）
2	電気設備整備	電気設備整備	鉄道分野育成就労評価試験（電気設備整備）（初級）	鉄道分野特定技能1号評価試験（電気設備整備）
3	車両整備	車両整備	鉄道分野育成就労評価試験（車両整備）（初級）	鉄道分野特定技能1号評価試験（車両整備）
4	車両製造	車両製造	鉄道分野育成就労評価試験（車両製造）（初級）	鉄道分野特定技能1号評価試験（車両製造）
5	運輸係員	駅係員作業	鉄道分野育成就労評価試験（駅係員作業）（初級）	鉄道分野育成就労評価試験（駅係員作業）（専門級）
6	駅・車両清掃	駅・車両清掃	鉄道分野育成就労評価試験（駅・車両清掃）（初級）	鉄道分野特定技能1号評価試験（駅・車両清掃）

○国土交通省告示第千百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件を次のように定める。

令和六年九月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件

最終改正 令和八年三月三十一日

（上陸のための条件）

第一条 鉄道分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第二条 鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。

二 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（次号及び第四号において「協議会」という。）の構成員であること。

三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。

四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

五 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

六 登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第二号から前号までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和八年三月三十一日国土交通省告示第四百四十一号）

（適用期日）

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の適用の際現に出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条の二第一項の規定による特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に係るものであって、その活動に係る特定産業分野が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成三十一年法務省令第六号）で定める産業上の分野のうち、鉄道分野であるものに限る。以下、この項において同じ。）の在留資

格に係る在留資格認定証明書の交付を受けている者若しくは交付の申請をしている者、法第二十条第三項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可を受けている者又は同条第二項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可の申請をしている者に係る特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百四十二号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号及び第十五条第一項第十三号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労の内容の基準）

第一条 鉄道分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が、鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）による鉄道事業者、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは

車両の清掃に係る事業を営む者であること。

二 業務区分が運輸係員である場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 育成就労外国人について、他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができるとする水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

ロ 規則第十三条第二項第八号に規定する授業科目の授業時間数が百五十時間以上であること。ただし、同号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

(育成就労を行わせる体制の基準)

第二条 鉄道分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一 鉄道分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二 鉄道分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

と。

附 則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

鉄道分野における特定技能制度・育成就労制度について

令和8年6月23日

国土交通省鉄道局技術企画課

○鉄道における人手不足の現状

○鉄道における人手不足対策

(人手をかけないようにする対策)

- ・・・省力化・省人化に向けた取組
- ・・・自動運転の取組

(人手不足を補う対策)

- ・・・外国人材の活用に向けた取組
- ・・・その他

技能レベル

高

- (就労開始までに)
- **日本語能力A1相当以上の試験**
(日本語能力試験(JLPT)のN5等) **合格**
or
 - それに相当する**日本語講習の受講**

- **技能検定基礎級等**
+
 - **日本語試験** (A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)
- ⇒これらの試験への合格が**本人意向の転籍の条件**

- **技能検定試験3級や特定技能1号評価試験**
+
 - **日本語能力A2相当以上の試験**(JLPT のN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- **特定技能2号評価試験**
+
- **日本語能力B1相当以上の試験** (JLPT のN3等)

**育成就労
(3年間)**
(注1)

受入れの範囲：育成就労産業分野
(注2)

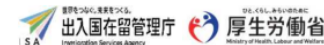
**特定技能1号
(5年間)**

**特定技能2号
(制限なし)**

(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

基本方針、分野別運用方針及び関係省令について



基本方針、分野別運用方針及び関係省令

1 基本方針

入管法及び育成就労法に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の運用の基本的事項について定めるもの

2 分野別運用方針

入管法及び育成就労法に基づき、かつ、基本方針にのっとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する事項について定めるもの

3 関係法令

① 育成就労法施行規則等

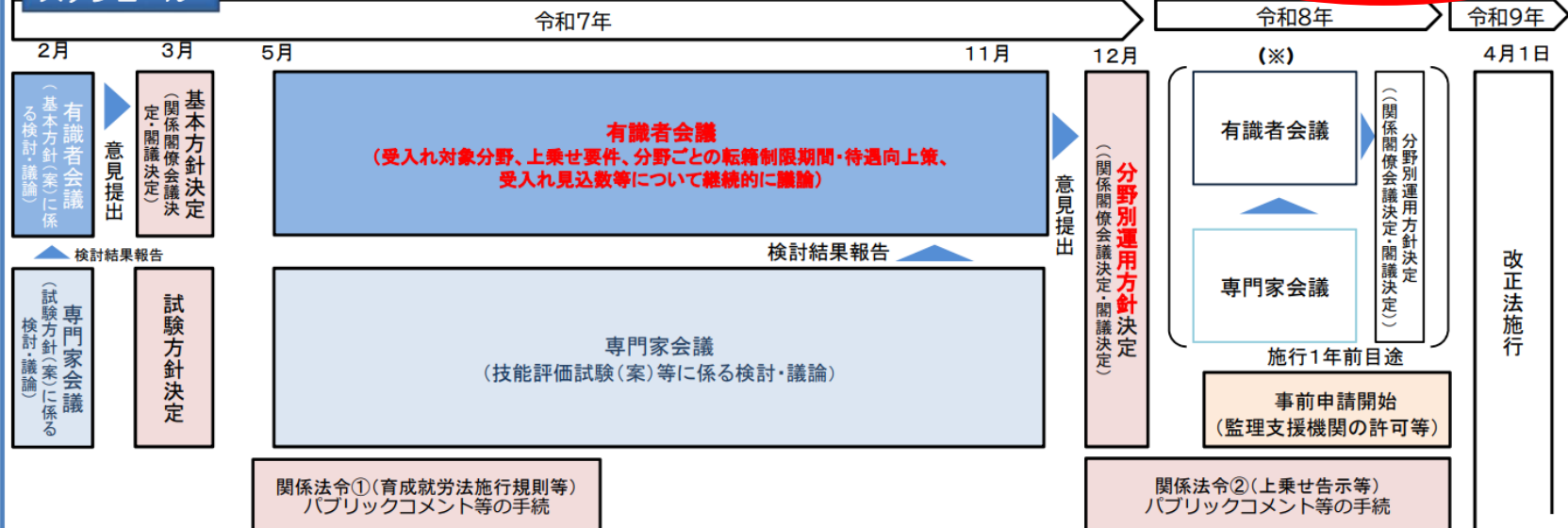
入管法及び育成就労法からの委任により同法の詳細な内容（育成就労計画の認定基準、監理支援機関の選定等）を定めるもの

② 上乗せ告示等

分野の特性に応じて上乗せ要件等を定めようとする特定の分野及び当該上乗せ要件等を定める関係法令（関係省令）の制定等（令和7年12月頃から必要な告示等を整備していく予定）

**令和8年1月23日
閣議決定**

スケジュール



※ 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する（令和9年度以降も同様に運用予定）。

1 特定産業・育成就労産業分野

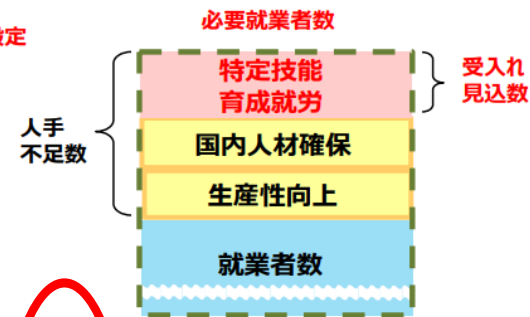
■ : 既存分野			■ : 既存分野のうち新たな業務等を追加する分野			■ : 新たに追加する分野		
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野				
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野				
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野				
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野					

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人 (令和11年3月末まで)

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	139,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

3 人材の基準

(1) 一般的 (※) な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能1号	特定技能2号
技能水準	—	育成就労評価試験 (初級)	育成就労評価試験 (初級)	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験 (専門級)	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	A1相当以上又は A1に相当する講習の受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ **日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。**

4 制度の運用に関する重要事項

(1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている (基本方針第四2(1)工)。

	介護	ビルク リーニン グ	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限 (「—」は転籍制限期間 が1年の分野)	2年	—	2年	2年	2年	—		—	—	2年	—	—	2年		—	2年	—	—	2年

(2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例 (特：特定技能 育：育成就労)

	介護	ビルク リーニン グ	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定 (許認可等) ※外国人受入れの際 に特に求めるもの	育	特・育	特・育	—	特・育	特・育	特	特・育	—	特・育	特・育	—	—	特	—	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人 への加入等	—	—	特	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特・育	—	—	—	—	—	—
受入れ機関の 受入人数上限	特・育	—	特・育	—	—	—	—	—	特・育	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—
監理支援機関等の範囲	育	—	—	—	特・育	—	—	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

特定技能制度・育成就労制度における鉄道分野の概要

制度

特定技能制度：一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れるための制度。
 育成就労制度：特定技能1号水準の技能を有する人材を育成・確保するための制度。

3年間

育成就労

5年間

特定技能1号

制限なし

特定技能2号

※鉄道分野は位置づけ無し

経緯

- 2024(R6).3 特定技能制度に**鉄道分野**（5区分）を追加。
 2026(R8).1 特定技能制度鉄道分野に**駅・車両清掃**区分を追加。
 例外的に特定技能制度鉄道分野において**在籍型出向形態**を容認。
育成就労制度（2027(R9).4～）における受入れ対象分野に鉄道分野（6区分）を設定。
 受入れ見込み数は**特定技能2,900人、育成就労1,100人、計4,000人**（2029(R11).3末まで）

従事する業務

軌道整備区分

軌道検測作業、レール交換作業、
 パラスト交換作業、まくらぎ交換作業 等

電気設備整備区分

ケーブル・管路、信号機、転てつ機、軌道回路、
 電路設備等の電気設備修繕、点検作業 等

車両整備区分

鉄道車両のメンテナンス作業 等

車両製造区分

鉄道車両、車両部品の製造 等

運輸係員区分

運転士、車掌、駅構内のポイント操作を行う駅係員 等

駅・車両清掃区分

駅舎、ホーム、車両の清掃作業 等



軌道整備
 （レール交換作業）



電気設備整備
 （転てつ機点検作業）



車両整備
 （輪軸検査作業）



車両製造
 （配線配管作業）



運輸係員



駅・車両清掃
 （車両外部清掃作業）

鉄道分野における特定技能在留外国人数(令和7年12月末時点)

業務区分	特定技能1号在留外国人数		国籍
軌道整備	14人	試験ルート11人	ベトナム9人 インドネシア5人
		技能実習ルート3人	
電気設備整備	8人	試験ルート8人	ベトナム4人 インドネシア人4人
車両整備	6人	試験ルート6人	ベトナム3人 インドネシア3人
		技能実習ルート0人	
車両製造	26人	試験ルート0人	ベトナム4人 インドネシア17人 中国5人
		技能実習ルート26人	
		検定ルート0人	
運輸係員	0人	試験ルート0人	—
駅・車両清掃	0人	試験ルート0人	—
合計	54人		3カ国

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

鉄道分野において設定する業務区分及び1号特定技能外国人が従事する業務は、上記1(1)①の技能水準にあつては当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のc.業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとし、上記1(1)②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表2のa.業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のc.業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

(略)

別表1(第二1及び2関係)

項番	a. 技能水準	b. 日本語能力水準	c. 業務区分(従事する業務)
6	鉄道分野特定技能1号評価試験(駅・車両清掃)	「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの	駅・車両清掃(車両内部清掃(折り返し清掃含む)、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃(駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む)、休憩室清掃(駅員・乗務員用等)等)

駅・車両清掃業務における必要な技能・専門性について

鉄道分野における駅・車両清掃業務においても、鉄道の安全・安定輸送を確保するための専門的かつ特有の技能が求められる。

駅清掃



- 内方線付点状ブロック、駅名標、行先案内表示器、転落防止柵等の清掃
- ポリッシャー洗浄・吸水
- モップによる拭き上げ
- 駅務機器(出改札機器、ホームドア、非常停止ボタン等)の除塵、拭き上げ

- 線路近接箇所における運行支障範囲を意識した作業
- 高圧電線との離隔ルールの遵守
- 線路横断を伴う移動や列車見張員と連携した清掃
- 非常停止ボタン等の機器の取扱いや異常時の対応
- ダイヤ乱れ時の停車時間等に応じた臨機応変な作業

車両清掃



- 台車・床下機器の清掃
- 給油・給水、汚物の抜き取り
- 外板の汚れ除去・水洗い
- 床のポリッシャー洗浄・コーティング施工
- 座席及び荷物棚のごみ収集
- 座席の回転・除塵
- テーブル・窓の拭き上げ

- 設備の使用法に習熟し、誤作動を起こさない清掃
- ホーム上の傾斜等に留意した機材の取扱い
- 駅務機器の取扱い等に関する旅客からの問い合わせ対応
- 不審物発見時等の駅係員・乗務員との連携
- 施設不具合時には鉄道会社関係箇所へ連携

業務イメージ

業務内容例

鉄道特有の技能例

2 育成就労外国人の育成に関する事項

鉄道分野において設定する主たる技能は、別表2のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、鉄道分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

別表2 (第二1、2、第三1及び3関係)

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準(1年経過時まで)	d. 技能水準(育成就労終了まで)
1	軌道整備	軌道整備	鉄道分野育成就労評価試験(軌道整備)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備)
2	電気設備整備	電気設備整備	鉄道分野育成就労評価試験(電気設備整備)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(電気設備整備)
3	車両整備	車両整備	鉄道分野育成就労評価試験(車両整備)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)
4	車両製造	車両製造	鉄道分野育成就労評価試験(車両製造)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両製造)
5	運輸係員	駅係員作業	鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(専門級)
6	駅・車両清掃	駅・車両清掃	鉄道分野育成就労評価試験(駅・車両清掃)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(駅・車両清掃)

(2) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

鉄道分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態(同時に鉄道分野の2事業者を特定技能所属機関とする**在籍型出向形態を含む**。)とする。

イ 在籍型出向の形態により受け入れる必要性

鉄道分野においては、従前から相互に密接に関連する企業間において技能を要する業務(鉄道分野において受け入れる特定技能外国人に必要とされる技能を要する業務を含む。)を委託等するに当たり、在籍型出向形態により当該技能に係る教育・研修を行っている実態があり、特定技能制度においても特定産業分野に属する**技能の一層の向上を目的**として、安定的な業務委託等の関係のある機関間において、一定期間在籍型出向形態により鉄道分野の同一の業務区分に属する業務に従事させるために特定技能外国人を受け入れることが必要不可欠である。

ウ 在籍型出向を活用して受け入れる場合における懸念を払拭するために講じる措置

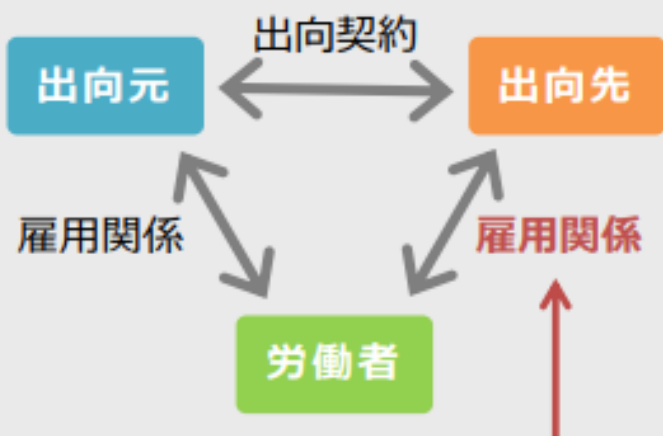
鉄道分野において特定技能外国人の在籍型出向形態を認めるに当たり、特定技能外国人の雇用の安定や1号特定技能外国人への支援を確実に担保するため、国土交通省において、在籍型出向を行う出向元・出向先の特定技能所属機関を把握し、当該機関同士が適切に在籍型出向を行うことができることを確認した上で、**出向期間中における所定内賃金等の待遇が出向元におけるものに比べ維持又は向上されること**や在籍型出向に係る期間(1号特定技能外国人については**1年につき通算4月を超えない期間**とする。)における1号特定技能外国人支援を行う主体等を事前に確認する。

在籍型出向について

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、出向先企業に一定期間継続して勤務することをいいます。

※在籍型出向は、出向先企業と出向労働者との間に雇用契約関係があるため、労働者派遣には該当しません。（下図参照）

在籍型出向（形態は労働者供給に該当）



労働者派遣



在籍型出向：出向先と労働者間の関係は「雇用関係」
労働者派遣：派遣先と労働者間の関係は「指揮命令関係」

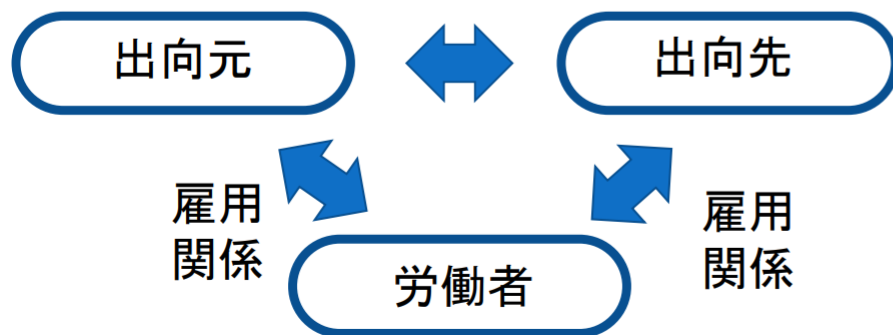
在籍型出向と移籍型出向の違い

労働者が従業員たる地位を保有しつつ、当該事業所（**出向元**）から他の事業主の事業所（**出向先**）において勤務すること（**在籍型出向**）、又は在籍出向中に**出向元**を退職し**出向先**に全面的に雇用される（**移籍型出向**）をいう。

在籍型出向

出向元に在籍しながら出向先の労働者として就労する。二重の雇用関係が成立する

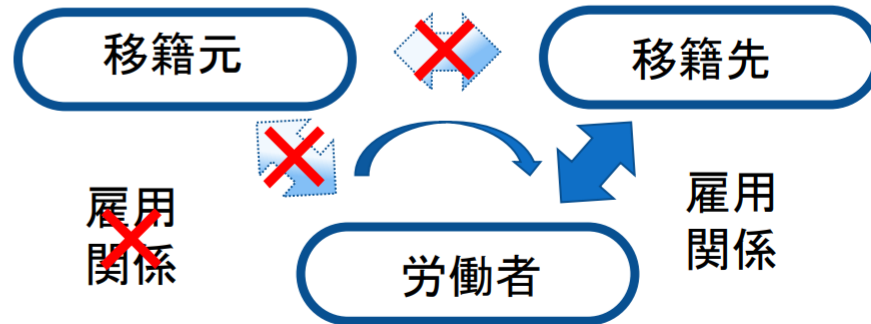
出向契約（出向協約）



移籍型出向

在籍型出向中に**出向元**を退職し**出向先**に全面的に雇用される。雇用関係は1つのみ

転籍



引用：公益財団法人産業雇用安定センター資料

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更(転籍)に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

鉄道分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、以下に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表2のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの(ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの)

(2) 転籍制限期間

転籍制限期間は1年とする。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

生活・仕事ガイドブック(抜粋)(税金)

第8章

税金 (国や市などに払うお金)

日本で働いた人、住んでいる人、買い物をした人などは、国や県、市、区などに「税金」というお金を払います。国などは集まった税金をみなさんの生活のために使います。

税金についてわからないときは、**税務署**<=税金の仕事をする役所>

▶P.108 や住んでいるまちの役所
(市役所、区役所、町役場、村役場)
に相談してください。



1 所得税 (国に払う税金)

だれが、いくら払いますか？



- 給料など、自分に入ったお金がある人。
- いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年にもらった給料などで決まります。
- 外国で働いたときの給料がある人は**税務署**などに相談してください。

いつ、どうやって払いますか？



1 払い方

毎月、会社などが払います。(この払い方を**源泉徴収**と言います)

- あなたの給料から税金を引いて払います。

$(給料) - (税金) = \text{あなたが会社などからもらうお金}$

- その年に払った税金が多すぎたり少なすぎたりしないか、12月に計算します(これを**年末調整**と言います)。多すぎた場合はその税金を12月の給料に足して返します。
- いくら払ったかは、会社から毎月もらう「給与明細」<=会社があなたの毎月の給料や、源泉徴収した所得税などを書いた紙>や、会社から次の年の1月31日までにもらう「給与所得の源泉徴収票」<=会社があなたの1年間の給料や、源泉徴収した所得税などを書いた紙>に書いてあります。

次の人は「払い方②」も読んでください。

- 2つ以上の会社などで働いたりして、**年末調整**をしていない人
- 給料の他に20万円以上もらった人


 外国人材への
周知の例

← 特定技能人材育成研修における講演

↓ 研修生は113名(3会場に分散)



↑ 軌道整備の研修



↑ 電気設備整備の研修



↑ マスコミによる取材の様子

外国人生活支援ポータルサイト

外国人生活支援
ポータルサイト

A Daily Life Support Portal
for Foreign Nationals



外国人や支援者にとって有用な情報を提供しています。



- ✓ 日本で安心して生活するために必要なことや大事なことを、お知らせするサイトです。
- ✓ 色々な言葉で書いた、国からののお知らせなどを見ることができます。

URL : <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

生活オリエンテーション動画

- ✓ 日本での生活を考えている外国人の方や日本に住んでいる外国人の方がより円滑に日本で生活できるよう、日本の生活ルール等を紹介する生活オリエンテーション動画です。
- ✓ 生活上のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な基本的な情報やルールを17言語で紹介しています。

URL : https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html

生活・仕事ガイドブック

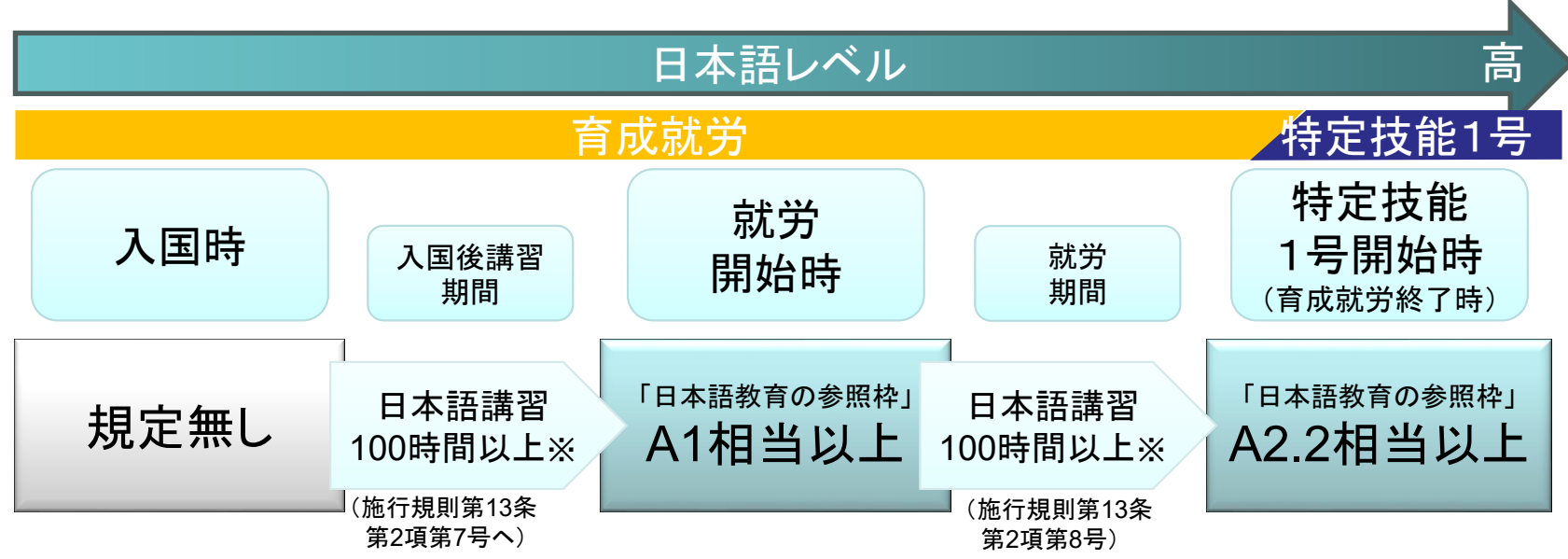
- ✓ 日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的
情報を取りまとめ、掲載したものです。
- ✓ 本ガイドブックについては、出入国在留管理庁のホームページに開設した「外国人
生活支援ポータルサイト」において、多言語版(18言語)を掲載しています。

URL : <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

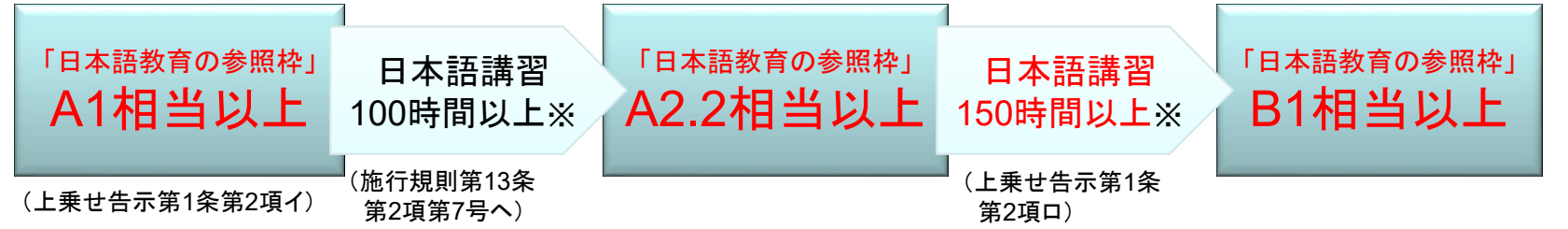


- 運転士を含む運輸係員は、緊急時の対応が求められるため、特定技能1号において鉄道分野における他区分よりも一段高い日本語能力要件を設けている。
- 上記より、主たる技能に関する業務に従事する時間及び日本語講習時間を十分確保する観点から、育成就労の入国時においても他分野よりも一段高い日本語能力要件等を設けている。

5 業務区分
鉄道分野



区分
運輸係員



※認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程における時間数を指し、既に日本語能力の目標が達成されている場合等、一部又は全部が免除可能となる場合がある。

分野別協議会に係る今後の取組の方向性について



世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

育成就労制度の運用開始に向けて、制度所管省庁と分野所管省庁が連携して分野別協議会に係る下記の取組を推進する。

- ① 外国人の適切かつ円滑な受入れのため、各分野別協議会において法令遵守を含む遵守事項（行動規範等）を策定し、各構成員に遵守を求める。
また、協議会において自主的なチェック（例えば、定期的な実地調査等）を実施し、遵守事項に従わない構成員を除名・退会させることが可能な実効性のある仕組みを構築することについて検討する。
- ② 現行の特定技能制度における分野別協議会において、受入れ機関に対する法令遵守の啓発を行うとともに、受入れ機関等からの相談に応じる窓口を設ける。
- ③ 相談等を端緒に法令違反の疑いのある受入れ機関等を把握した場合には関係機関に情報提供を行う仕組みを確立する（ネットワークの整備等）。
- ④ 制度所管省庁は、分野所管省庁と協力しつつ、定期的に取り組状況を把握し、事例（優良事例、不適切事例等）等を各分野別協議会に横展開するなど、分野別協議会の活性化に向けて積極的に支援する。

鉄道分野特定技能協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、鉄道分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 特定技能所属機関及び登録支援機関（以下「特定技能所属機関等」という。）に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きの自粛要請等を含む。）
- 八 特定技能所属機関等が構成員であることの証明
- 九 特定技能外国人に係る「育成・キャリア形成プログラム」の策定・更新
- 十 行動規範の策定・更新
- 十一 特定技能外国人及び特定技能所属機関に対する、公租公課の納入に係る啓発
- 十二 特定技能所属機関等からの相談に応じる窓口の設置
- 十三 特定技能所属機関等に対する定期的な実地調査等の実施
- 十四 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 有識者
- 二 特定技能所属機関（特定技能外国人の雇用を予定している者を含む。）
- 三 登録支援機関
- 四 業界団体等
- 五 試験実施機関
- 六 警察庁

七 出入国在留管理庁

八 外務省

九 厚生労働省

十 国土交通省

2. 構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

(会議)

第5条 協議会の招集は、事務局が行う。

2 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。

3 協議会は、事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(決議)

第6条 協議会は、第3条第7号に規定する自粛要請その他の事務局が特に必要と認める事項に関して、構成員又は事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。議決権の割り当ては、別途定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、国土交通省鉄道局技術企画課が行う。

(入会、退会等)

第8条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関等は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

2 特定技能所属機関等は、前項の届出事項のうち事務局が指定する事項について変更がある場合、事務局の定める様式により、変更の届出を行うものとする。

3 事務局は、第1項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨を書面にて回答するものとする。

4 事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。

5 特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能所属機関等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別において定める。

附則

この規約は、令和6年8月14日より施行する。

附則

この規約は、令和8年6月23日より施行する。

鉄道分野特定技能協議会 運営規程

国鉄技 第 16 号
令和 6 年 8 月 14 日
改正 国鉄技 第 27 号
令和 8 年 6 月 23 日

鉄道分野特定技能協議会規約第 9 条に基づき、本運営規程を定める。

(入会の届出)

- 第 1 条 鉄道分野特定技能協議会規約（以下「規約」という。）第 8 条第 1 項に規定する届出は、国土交通省鉄道局技術企画課（その委託を受けた者がいるときはその者。以下同じ。）まで、特定技能所属機関にあつては第 1 号様式を、登録支援機関にあつては第 2 号様式をメールで送付することにより行うこととする。
- 2 規約第 8 条第 3 項に規定する回答は、国土交通省鉄道局技術企画課によりメールで送付することにより行うこととし、入会を認める場合は併せて登録番号を通知する。

(変更の届出)

- 第 2 条 規約第 8 条第 2 項に規定する届出は、国土交通省鉄道局技術企画課まで、特定技能所属機関にあつては第 3 号様式を、登録支援機関にあつては第 4 号様式をメールで送付することにより行う。
- 2 前項の届出を受理した場合、国土交通省鉄道局技術企画課はその旨をメールで送付する。

(構成員資格の証明)

- 第 3 条 規約第 8 条第 4 項に規定する書面の発行を受けようとする者は、特定技能所属機関にあつては第 5 号様式を、登録支援機関にあつては第 6 号様式を国土交通省鉄道局技術企画課までメールで送付することにより申請を行うこととする。
- 2 前項の書面の発行は、国土交通省鉄道局技術企画課においてメールで送付することにより行う。

(退会の届出)

- 第 4 条 規約第 8 条第 5 項に規定する届出は、特定技能所属機関にあつては第 7 号様式を、登録支援機関にあつては第 8 号様式を国土交通省鉄道局技術企画課までメールで送付することにより行う。
- 2 前項の届出を受理した場合、国土交通省鉄道局技術企画課はその旨をメールで送付する。

(情報の公表)

- 第 5 条 協議会の資料は、個人情報の保護等の措置が必要な場合を除き、原則公表する。

(書類の保存)

第6条 協議会に関する届出その他の書類の保存期間は、3年とする。

2 前項の保存期間は、取得又は作成の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。

(構成員の遵守事項)

第7条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 特定技能外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。
 - 二 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守すること。
 - 三 他の機関に雇用されている特定技能外国人、技能実習生若しくは育成就労外国人に対する引き抜き又はその幫助を行わないこと。
 - 四 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合、協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請に従うこと。
 - 五 技能実習2号を良好に修了していない等、技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないこと。
 - 六 協議会の定める届出を適切に実施すること。
 - 七 協議会の行う調査等に対して必要な協力を実施すること。
 - 八 協議会の定める特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守すること（特定技能所属機関、登録支援機関及び業界団体等に限る。）。
 - 九 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること（特定技能所属機関に限る。）。
- 2 協議会は、その決議により、前項の事項を遵守しない特定技能所属機関等を退会させることができる。

鉄道分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書 (特定技能所属機関)

鉄道分野特定技能協議会 事務局 殿

(元号) 年 月 日

鉄道分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関 (受入れ企業) 名称			
所在地	〒		
代表者 (役職・氏名)			
特定技能外国人が 従事する業務区分	軌道整備/電気設備整備/車両整備/車両製造/運輸係員/駅・車両清掃		
特定技能外国人の 主な就労場所 (住所含む)			
支援計画の一部又は全部の実 施を委託する場合、登録支援機 関名称			
特定技能外国人を特定技能所 属機関が受け入れる日 (見込 み)	(元号) 年 月 日		
特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) _____	(人数) _____人	
	_____	_____人	
	_____	_____人	
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

【添付書類】

鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者以外の事業者については、鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であることを証明する書類の写し等 (鉄道事業者や軌道経営者等からの業務委託契約書の写し等)。

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、鉄道分野特定技能協議会運営規程第7条第1項に定める事項を遵守することを誓約いたします。

※遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理し、鉄道分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号	協議会構成員番号
----------	----------

鉄道分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（登録支援機関）

鉄道分野特定技能協議会 事務局 殿

(元号) 年 月 日

鉄道分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

登録支援機関名称 及び登録番号				<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>										-						
			-																	
所在地	〒																			
代表者（役職・氏名）																				
支援計画の一部又は全部の実施 の委託元となる特定技能所属機 関名称																				
特定技能外国人を特定技 能所属機関が受け入れる 日（見込み）	(元号) 年 月 日																			
担当者氏名					電話番号															
担当者電子メール																				

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、鉄道分野特定技能協議会運営規程第7条第1項に定める事項を遵守することを誓約いたします。
 ※遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理し、鉄道分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号

協議会構成員番号

鉄道分野特定技能協議会構成員 変更届出書（特定技能所属機関）

鉄道分野特定技能協議会 事務局 殿

（元号） 年 月 日

鉄道分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

申請者（変更があった場合は変更前のもの）

特定技能所属機関 （受入れ企業）名称	
代表者（役職・氏名）	
協議会構成員番号	

届出事項（変更後）

<input type="checkbox"/>	特定技能所属機関 （受入れ企業）名称	
<input type="checkbox"/>	所在地	〒
<input type="checkbox"/>	代表者（役職・氏名）	
<input type="checkbox"/>	特定技能外国人が 従事する業務区分	軌道整備/電気設備整備/車両整備/車両製造/運輸係員/駅・車両清掃
<input type="checkbox"/>	特定技能外国人の主な就労場所 （住所含む）	
<input type="checkbox"/>	支援計画の一部又は全部の実施を委 託する場合、登録支援機関名称	
<input type="checkbox"/>	特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	（国籍・地域） _____ （人数） _____人 _____人 _____人
<input type="checkbox"/>	担当者氏名	電話番号 _____
<input type="checkbox"/>	担当者電子メール	

↑ 今回変更しようとする事項について、□を■にしてください。

（協議会事務局使用欄）
上記届出を受理します。

受付日・受付番号

--

鉄道分野特定技能協議会構成員 変更届出書（登録支援機関）

鉄道分野特定技能協議会 事務局 殿

（元号） 年 月 日

鉄道分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

申請者（変更があった場合は変更前のもの）

登録支援機関 名称	
代表者（役職・氏名）	
協議会構成員番号	

届出事項（変更後）

<input type="checkbox"/>	登録支援機関名称 及び登録番号													
<input type="checkbox"/>	所在地	〒												
<input type="checkbox"/>	代表者（役職・氏名）													
<input type="checkbox"/>	支援計画の一部又は全部の実施 の委託元となる特定技能所属機 関名称													
<input type="checkbox"/>	担当者氏名												電話番号	
<input type="checkbox"/>	担当者電子メール													

↑ 今回変更しようとする事項について、□を■にしてください。

（協議会事務局使用欄）

上記届出を受理します。

受付日・受付番号

鉄道分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書 兼 資格証明書（特定技能所属機関）

鉄道分野特定技能協議会 事務局 殿

（元号） 年 月 日

鉄道分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

申請事項

特定技能所属機関 （受入れ企業）名称			
協議会構成員番号			
所在地	〒		
代表者（役職・氏名）			
特定技能外国人が 従事する業務区分	軌道整備/電気設備整備/車両整備/車両製造/運輸係員/駅・車両清掃		
特定技能外国人の 主な就労場所（住所含 む）			
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

（協議会事務局使用欄）

鉄道分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

受付日・受付番号

鉄道分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書兼 資格証明書（登録支援機関）

鉄道分野特定技能協議会 事務局 殿

（元号） 年 月 日

鉄道分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

申請事項

登録支援機関名称 及び登録番号				<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>										-						
			-																	
協議会構成員番号																				
所在地	〒																			
代表者（役職・氏名）																				
担当者氏名					電話番号															
担当者電子メール																				

（協議会事務局使用欄）

鉄道分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

受付日・受付番号

鉄道分野特定技能協議会退会届出書（特定技能所属機関）

鉄道分野特定技能協議会 事務局 殿

(元号) 年 月 日

鉄道分野特定技能協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項

特定技能所属機関 (受入れ企業) 名称			
協議会構成員番号			
所在地	〒		
代表者 (役職・氏名)			
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			
退会の事由	該当する項目の□を■にしてください。 <input type="checkbox"/> 鉄道分野に係る特定技能外国人を雇用しなくなったため <input type="checkbox"/> その他 ()		

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理します。

受付日・受付番号

鉄道分野特定技能協議会退会届出書（登録支援機関）

鉄道分野特定技能協議会 事務局 殿

(元号) 年 月 日

鉄道分野特定技能協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項

登録支援機関名称 及び登録番号								
協議会構成員番号								
所在地	〒							
代表者（役職・氏名）								
担当者氏名				電話番号				
担当者電子メール								
退会の事由	該当する項目の□を■にしてください。 <input type="checkbox"/> 鉄道分野に係る特定技能外国人の支援を行わなくなったため <input type="checkbox"/> その他（ ）							

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理します。

受付日・受付番号

鉄道分野育成就労協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、鉄道分野育成就労協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、鉄道分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行い、必要な措置を講ずることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 育成就労外国人の受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 育成就労実施者及び監理支援機関（以下「育成就労実施者等」という。）に対する法令遵守の啓発
- 四 育成就労実施者の倒産時等における育成就労外国人に対する転職支援（育成就労実施者等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や育成就労実施者による他の機関に雇用されている育成就労外国人の引き抜き等の自粛要請等を含む。）
- 八 育成就労実施者等が構成員であることの証明
- 九 育成就労外国人に係る「育成・キャリア形成プログラム」の策定・更新
- 十 行動規範の策定・更新
- 十一 育成就労外国人及び育成就労実施者に対する、公租公課の納入に係る啓発
- 十二 育成就労実施者等からの相談に応じる窓口の設置
- 十三 育成就労実施者等に対する定期的な実地調査等の実施
- 十四 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 有識者
- 二 育成就労実施者（育成就労外国人の雇用を予定している者を含む。）
- 三 監理支援機関
- 四 業界団体等
- 五 試験実施機関

- 六 外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）
- 七 警察庁
- 八 出入国在留管理庁
- 九 外務省
- 十 厚生労働省
- 十一 国土交通省

2. 構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

（会議）

第5条 協議会の招集は、事務局が行う。

- 2 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。
- 3 協議会は、事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（決議）

第6条 協議会は、第3条第7号に規定する自粛要請その他の事務局が特に必要と認める事項に関して、構成員又は事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。議決権の割り当ては、別途定める。

（事務局）

第7条 協議会の事務は、国土交通省鉄道局技術企画課が行う。

（入会、退会等）

- 第8条 協議会の構成員となろうとする育成就労実施者等は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。
- 2 育成就労実施者等は、前項の届出事項のうち事務局が指定する事項について変更がある場合、事務局の定める様式により、変更の届出を行うものとする。
 - 3 事務局は、第1項の届出を受理した場合、育成就労実施者等に対して、その旨を書面にて回答するものとする。
 - 4 事務局は、すでに構成員となっている育成就労実施者等の求めがあった場合には、当該育成就労実施者等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。
 - 5 育成就労外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった育成就労実施者等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

（雑則）

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別において定める。

附則

この規約は、令和8年6月23日より施行する。

鉄道分野育成就労協議会規約第 9 条に基づき、本運営規程を定める。

(入会の届出)

第 1 条 鉄道分野育成就労協議会規約（以下「規約」という。）第 8 条第 1 項に規定する届出は、国土交通省鉄道局技術企画課（その委託を受けた者がいるときはその者。以下同じ。）まで、育成就労実施者にあつては第 1 号様式を、監理支援機関にあつては第 2 号様式をメールで送付することにより行うこととする。

2 規約第 8 条第 3 項に規定する回答は、国土交通省鉄道局技術企画課によりメールで送付することにより行うこととし、入会を認める場合は併せて登録番号を通知する。

(変更の届出)

第 2 条 規約第 8 条第 2 項に規定する届出は、国土交通省鉄道局技術企画課まで、育成就労実施者にあつては第 3 号様式を、監理支援機関にあつては第 4 号様式をメールで送付することにより行う。

2 前項の届出を受理した場合、国土交通省鉄道局技術企画課はその旨をメールで送付する。

(構成員資格の証明)

第 3 条 規約第 8 条第 4 項に規定する書面の発行を受けようとする者は、育成就労実施者にあつては第 5 号様式を、監理支援機関にあつては第 6 号様式を国土交通省鉄道局技術企画課までメールで送付することにより申請を行うこととする。

2 前項の書面の発行は、国土交通省鉄道局技術企画課においてメールで送付することにより行う。

(退会の届出)

第 4 条 規約第 8 条第 5 項に規定する届出は、育成就労実施者にあつては第 7 号様式を、監理支援機関にあつては第 8 号様式を国土交通省鉄道局技術企画課までメールで送付することにより行う。

2 前項の届出を受理した場合、国土交通省鉄道局技術企画課はその旨をメールで送付する。

(情報の公表)

第 5 条 協議会の資料は、個人情報の保護等の措置が必要な場合を除き、原則公表する。

(書類の保存)

第 6 条 協議会に関する届出その他の書類の保存期間は、3 年とする。

2 前項の保存期間は、取得又は作成の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算する。

(構成員の遵守事項)

第7条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 育成就労外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。
 - 二 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律その他法令を遵守すること。
 - 三 他の機関に雇用されている特定技能外国人、技能実習生若しくは育成就労外国人に対する引き抜き又はその幫助を行わないこと。
 - 四 育成就労外国人の看過しがたい偏在が生じた場合、協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請に従うこと。
 - 五 協議会の定める届出を適切に実施すること。
 - 六 協議会の行う調査等に対して必要な協力を実施すること。
 - 七 協議会の定める育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守すること（育成就労実施者、監理支援機関及び業界団体等に限る。）。
 - 八 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること（育成就労実施者に限る。）。
- 2 協議会は、その決議により、前項の事項を遵守しない育成就労実施者等を退会させることができる。

鉄道分野育成就労協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（育成就労実施者）

鉄道分野育成就労協議会 事務局 殿

(元号) 年 月 日

鉄道分野育成就労協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

育成就労実施者 (受入れ企業) 名称			
所在地	〒		
代表者 (役職・氏名)			
育成就労外国人が 従事する業務区分	軌道整備/電気設備整備/車両整備/車両製造/運輸係員/駅・車両清掃		
育成就労外国人の 主な就労場所 (住所含む)			
監理型育成就労の場合、監理支 援機関名称			
育成就労外国人を育成就労実 施者が受け入れる日 (見込み)	(元号) 年 月 日		
育成就労外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) _____ (人数) _____人 _____人 _____人		
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

【添付書類】

鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者以外の事業者については、鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であることを証明する書類の写し等（鉄道事業者や軌道経営者等からの業務委託契約書の写し等）。

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、鉄道分野育成就労協議会運営規程第7条第1項に定める事項を遵守することを誓約いたします。

※遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、育成就労外国人の受入れができなくなります。

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理し、鉄道分野育成就労協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号	協議会構成員番号
----------	----------

鉄道分野育成就労協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（監理支援機関）

鉄道分野育成就労協議会 事務局 殿

（元号） 年 月 日

鉄道分野育成就労協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

監理支援機関名称 及び許可番号			
所在地	〒		
代表者（役職・氏名）			
監理支援を行う育成就労実施者 名称			
育成就労外国人を育成就 労実施者が受け入れる日 （見込み）	（元号） 年 月 日		
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、鉄道分野育成就労協議会運営規程第7条第1項に定める事項を遵守することを誓約いたします。

※遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、育成就労外国人の受入れができなくなります。

（協議会事務局使用欄）

上記届出を受理し、鉄道分野育成就労協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号	協議会構成員番号
----------	----------

鉄道分野育成就労協議会構成員 変更届出書（育成就労実施者）

鉄道分野育成就労協議会 事務局 殿

(元号) 年 月 日

鉄道分野育成就労協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

申請者（変更があった場合は変更前のもの）

育成就労実施者 (受入れ企業) 名称	
代表者 (役職・氏名)	
協議会構成員番号	

届出事項 (変更後)

<input type="checkbox"/>	育成就労実施者 (受入れ企業) 名称	
<input type="checkbox"/>	所在地	〒
<input type="checkbox"/>	代表者 (役職・氏名)	
<input type="checkbox"/>	育成就労外国人が 従事する業務区分	軌道整備/電気設備整備/車両整備/車両製造/運輸係員/駅・車両清掃
<input type="checkbox"/>	育成就労外国人の主な就労場所 (住所含む)	
<input type="checkbox"/>	監理型育成就労の場合、監理支援機 関名称	
<input type="checkbox"/>	育成就労外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) _____ (人数) _____人 _____人 _____人
<input type="checkbox"/>	担当者氏名	電話番号 _____
<input type="checkbox"/>	担当者電子メール	

↑ 今回変更しようとする事項について、□を■にしてください。

(協議会事務局使用欄)
上記届出を受理します。

受付日・受付番号

--

鉄道分野育成就労協議会構成員 変更届出書（監理支援機関）

鉄道分野育成就労協議会 事務局 殿

（元号） 年 月 日

鉄道分野育成就労協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

申請者（変更があった場合は変更前のもの）

監理支援機関 名称	
代表者（役職・氏名）	
協議会構成員番号	

届出事項（変更後）

<input type="checkbox"/>	監理支援機関名称 及び許可番号		
<input type="checkbox"/>	所在地	〒	
<input type="checkbox"/>	代表者（役職・氏名）		
<input type="checkbox"/>	監理支援を行う育成就労実施者 名称		
<input type="checkbox"/>	担当者氏名		電話番号
<input type="checkbox"/>	担当者電子メール		

↑ 今回変更しようとする事項について、をにしてください。

（協議会事務局使用欄）

上記届出を受理します。

受付日・受付番号

鉄道分野育成就労協議会構成員資格証明書発行申請書 兼 資格証明書（育成就労実施者）

鉄道分野育成就労協議会 事務局 殿

(元号) 年 月 日

鉄道分野育成就労協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

申請事項

育成就労実施者 (受入れ企業) 名称			
協議会構成員番号			
所在地	〒		
代表者 (役職・氏名)			
育成就労外国人が 従事する業務区分	軌道整備/電気設備整備/車両整備/車両製造/運輸係員/駅・車両清掃		
育成就労外国人の 主な就労場所 (住所含 む)			
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

(協議会事務局使用欄)

鉄道分野育成就労協議会の構成員であることを証明します。

受付日・受付番号

鉄道分野育成就労協議会構成員資格証明書発行申請書 兼 資格証明書（監理支援機関）

鉄道分野育成就労協議会 事務局 殿

（元号） 年 月 日

鉄道分野育成就労協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

申請事項

監理支援機関名称 及び許可番号	<input type="text"/>		
協議会構成員番号	<input type="text"/>		
所在地	〒 <input type="text"/>		
代表者（役職・氏名）	<input type="text"/>		
担当者氏名	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>
担当者電子メール	<input type="text"/>		

（協議会事務局使用欄）

鉄道分野育成就労協議会の構成員であることを証明します。

受付日・受付番号

鉄道分野育成就労協議会退会届出書（育成就労実施者）

鉄道分野育成就労協議会 事務局 殿

(元号) 年 月 日

鉄道分野育成就労協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項

育成就労実施者 (受入れ企業) 名称			
協議会構成員番号			
所在地	〒		
代表者 (役職・氏名)			
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			
退会の事由	該当する項目の□を■にしてください。 <input type="checkbox"/> 鉄道分野に係る育成就労外国人を雇用しなくなったため <input type="checkbox"/> その他 ()		

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理します。

受付日・受付番号

鉄道分野育成就労協議会退会届出書（監理支援機関）

鉄道分野育成就労協議会 事務局 殿

(元号) 年 月 日

鉄道分野育成就労協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項

監理支援機関名称 及び許可番号			
協議会構成員番号			
所在地	〒		
代表者（役職・氏名）			
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			
退会の事由	該当する項目の□を■にしてください。 <input type="checkbox"/> 鉄道分野に係る監理支援を行わなくなったため <input type="checkbox"/> その他（ ）		

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理します。

受付日・受付番号

鉄道分野特定技能協議会 決議

特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

本協議会は、本行動規範の遵守を特定技能所属機関、登録支援機関及び業界団体等（以下、「特定技能所属機関等」という）に強く求めるとともに、これに違反する特定技能所属機関等に対しては、本協議会からの退会を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 鉄道分野における特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 特定技能所属機関等は、特定技能制度の意義を理解し、特定技能外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、鉄道事業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 特定技能所属機関等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関は、特定技能制度への理解を深め、特定技能外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。
7. 特定技能所属機関は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 特定技能所属機関は、特定技能外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

9. 特定技能所属機関は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関は、国土交通省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 特定技能所属機関等は、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために、対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きの自粛要請等への対応を含む。）を行う。
14. 特定技能所属機関等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

鉄道分野育成就労協議会 決議

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

本協議会は、本行動規範の遵守を育成就労実施者、監理支援機関及び業界団体等（以下、「育成就労実施者等」という）に強く求めるとともに、これに違反する育成就労実施者等に対しては、本協議会からの退会を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

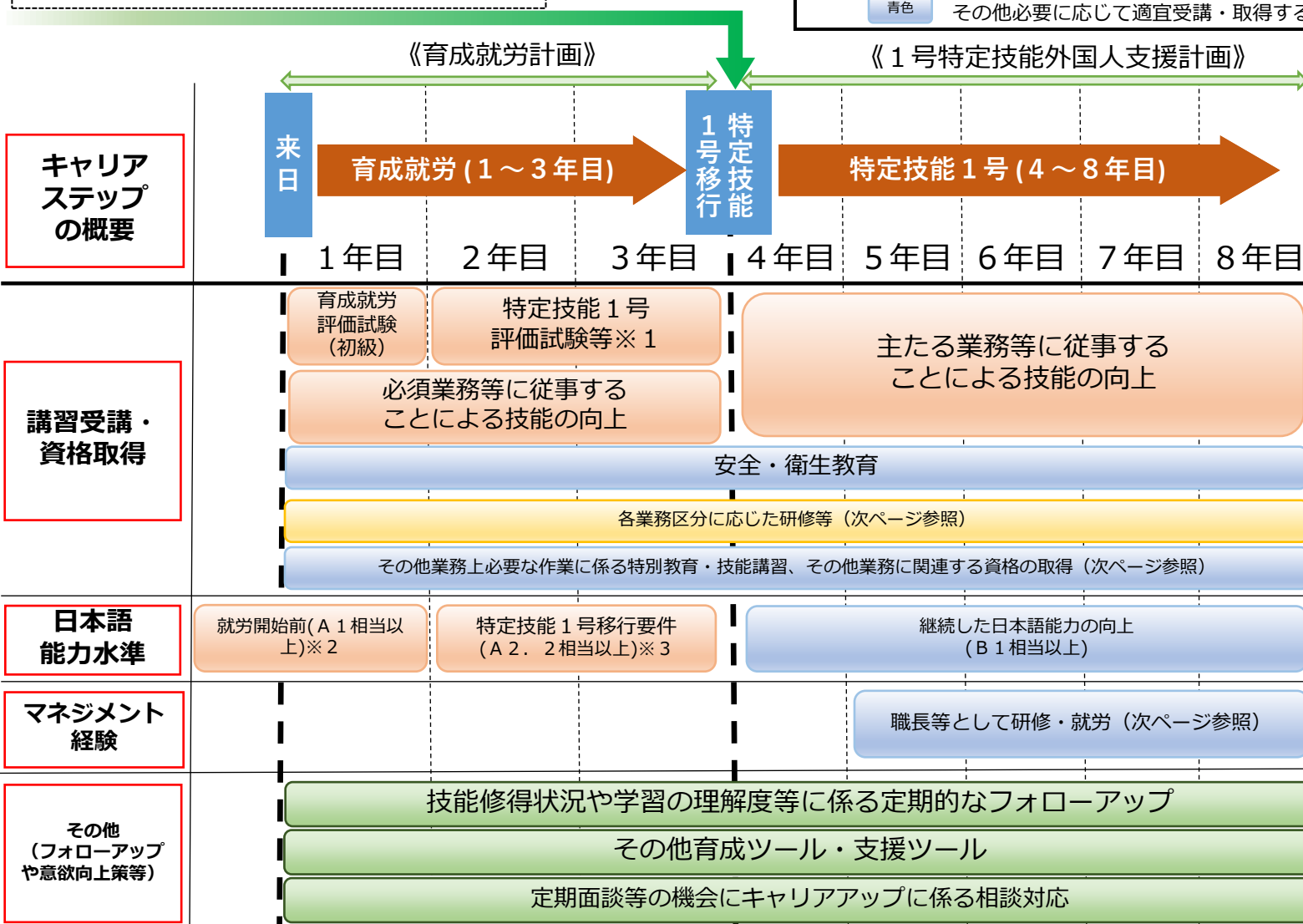
1. 鉄道分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、育成就労実施者等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 育成就労実施者等は、育成就労外国人の受入れに当たり、育成就労関係法令のほか、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、育成就労外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 育成就労実施者等は、育成就労制度の意義を理解し、育成就労外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 育成就労実施者等は、育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、鉄道事業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 育成就労実施者等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 育成就労実施者は、育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、育成就労外国人と適切なコミュニケーションを図るよう努める。
7. 育成就労実施者は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、育成就労外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 育成就労実施者は、育成就労外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

9. 育成就労実施者は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 育成就労実施者は、育成就労外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、適切な処遇を確保する。
11. 育成就労実施者は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる育成就労外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 育成就労実施者は、育成就労計画に沿って計画的な育成・評価を行うとともに、国土交通省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 育成就労実施者等は、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために、対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や育成就労実施者による他の機関に雇用されている育成就労外国人の引き抜きの自粛要請等への対応を含む。）を行う。
14. 育成就労実施者等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 育成就労実施者等は、本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

【鉄道分野】 育成・キャリア形成プログラム

- ・留学から特定技能1号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

- 凡例
- 黄色 技能の修得・向上に資するもの
 - 赤色 在留資格の移行に係る要件
 - 青色 その他必要に応じて適宜受講・取得するもの
 - 緑色 フォローアップや意欲向上策



※1：運輸係員区分は育成就労評価試験（専門級）、車両製造区分は技能検定3級も対象

※2：運輸係員区分はA2.2相当以上

※3：運輸係員区分はB1相当以上

育成・キャリア形成のイメージ

在留資格	鉄道分野業務区分	目指すレベル (求められる役割・作業)	資格・研修・講習等の例	日本語能力水準	マネジメント経験	その他経験等
育成 就労	軌道整備	基礎的な技能を修得し、上長からの指示があれば現場で単独でも働けるようになる。特定技能1号への移行を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習※ ・移動式クレーン運転技能講習※ ・列車見張員資格 ・研削といし特別教育※ ・チェーンソー特別教育※ 	就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上 教材例： 「みんなの日本語 初級」 「TRY! 日本語能力試験 N4 文法から伸ばす日本語」	—	普通自動車免許※
	電気設備整備		<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習※ ・移動式クレーン運転技能講習※ ・列車見張員資格 ・低圧、高圧・特別高圧取扱業務特別教育※ ・研削といし、振動工具特別教育※ ・ケーブル接続、レールボンド溶接技能講習 			
	車両整備		<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習※ ・移動式クレーン運転技能講習※ 			
	車両製造		<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習※ ・移動式クレーン運転技能講習※ ・フォークリフト運転技能講習※ 			
	駅・車両清掃		<ul style="list-style-type: none"> ・乙種第4類危険物取扱者※ ・技能検定（ビルクリーニング）3級 			
	運輸係員		<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事故事例の学習会 ・安全啓発センター等の見学 ・営業講習 ・輸送講習 	就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上 教材例： 「TRY! 日本語能力試験 N3 文法から伸ばす日本語」		—

※特定の作業を行うにあたって必要となる、法令等で定められた資格・講習

育成・キャリア形成のイメージ

在留資格	鉄道分野業務区分	目指すレベル (求められる役割・作業)	資格・研修・講習等の例	日本語能力水準	マネジメント経験	その他経験等	
特定技能1号	軌道整備	特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行する。	<ul style="list-style-type: none"> 重機械運転者資格 保守用車の運転者資格 	就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上 教材例： 「TRY! 日本語能力試験 N3 文法から伸ばす日本語」	各社の職制や就労年数等に 応じた経験や研修 例： ・作業リーダー ・サブリーダー ・職長 ・職長補佐 ・班長 ・班長補佐 ・育成就労生等の指導係	普通・中型自動車免許※	
	電気設備整備		<ul style="list-style-type: none"> 重機械運転者資格 保守用車の運転者資格 高所作業車運転特別教育・技能講習※ 電気工事士資格※ 工事担任者資格※ 				
	車両整備		<ul style="list-style-type: none"> 技能検定（鉄道車両製造・整備）2級 溶接技能者資格※ 				
	車両製造		<ul style="list-style-type: none"> 技能検定（鉄道車両製造・整備）2級 溶接技能者資格※ 				—
	駅・車両清掃		<ul style="list-style-type: none"> 列車見張員資格 化学物質管理者講習※ 保護具着用管理責任者資格※ 有機溶剤作業主任者技能講習※ 技能検定（ビルクリーニング）2級 				
	運輸係員		<ul style="list-style-type: none"> 過去の事故事例の学習会 安全啓発センター等の見学 車掌講習 運転士講習 動力車操縦者運転免許※ 	就労中の取組：日本語教育の参照枠B2相当以上 教材例： 「TRY! 日本語能力試験 N2 文法から伸ばす日本語」			

※特定の作業を行うにあたって必要となる、法令等で定められた資格・講習

鉄道分野における外国人材の 受入れ企業の好事例

受入れ企業の紹介

東日本旅客鉄道株式会社 (本社所在地：東京都) 東京総合車両センター・大宮総合車両センター
 ・特定技能外国人の出身国：インドネシア・ベトナム
 ・受入れ開始：令和7年度より

受入れ企業の取り組み、工夫

○就労状況等のフォローアップ

- ✓ 就労後は日本人社員と同等内容のOff-JT、工具を用いた基礎技術技能研修、クレーン、フォークリフトなど必要な資格取得を実施。OJTも日本人社員と同等。
- ✓ 車両整備に関する専門用語をピックアップして「鉄道用語100words」を作成。母国語訳をつけ、難易度の高い用語理解をサポート。
- ✓ 他社員と同様、タブレット端末を1人1台貸与。業務に必要な情報へのアクセスを可能にするとともに、必要な連絡などもTeamsを活用して実施。
- ✓ 面談では配属先管理者だけでなく、本社担当者等の人事関係社員も立ち会い、状況をタイムリーに共有。

○生活サポート

- ✓ 自社独身寮に入居可能。
(福利厚生は基本的に日本人社員と同等メニュー利用可)
- ✓ 日本での生活にスムーズになじめるよう、寮ガイドの母国語訳版を作成。
- ✓ ムスリムの方が入居している寮では、寮で提供する食事に豚肉を使用している場合、掲示しているメニュー表に「豚肉」マークを表示。
- ✓ 地元と共同開催した鉄道イベントにも参加。



業務の様子
(パイプ曲げ加工)



母国語(ベトナム語)版寮ガイド



東京総合車両センターの
特定技能外国人(前列5名)
後列6名=同じ職場の技能実習生

受入れ企業の声

- ✓ 特定技能外国人の皆さんは日本語能力が高く、通常のコミュニケーションは問題なくとれている。技術習得の意欲も旺盛なので、まずはしっかりと学び、いずれ伝える側に成長することを期待している。
- ✓ 技能実習から特定技能になり、より責任感が出てきた。技能士などに挑戦して技術向上を図り、班長を目指してほしい。

特定技能外国人の皆さんの声

- ✓ 日本は時間をしっかり守る国であるため、列車遅延を発生させないように業務理解を深めて貢献したい。多くの人を利用する山手線に関わるメンテナンス業務に従事できる点が、大きなやりがいである。
- ✓ ミスを起こすと大きな事故につながる業務が多いため、まず安全で正しい作業が最優先である点を重要視している。日本の高い鉄道技術が組み込まれた車両を整備できるのはうれしい。

受入れ企業の紹介

坂本軌道工業株式会社（本社所在地：兵庫県）受入れ従事先：篠山作業所（丹波篠山市）
 ・特定技能外国人の出身国：フィリピン
 ・受入れ開始：令和7年度より

受入れ企業の取り組み、工夫

✓ 実作業従事前の教育

- 机上教育…写真を活用し、日本語と英語併記の資料で教育
- 演習教育…構内材料線（本線に隣接しない線路）を使用しての実践的教育

✓ 実作業経験後の教育

- 必要資格の取得準備実習…玉掛技能、移動式クレーン
- 労働災害防止のための勤所集を作成し、主要作業の労災防止のために指導

✓ 日本語教育

- 社外講師を招き、週2回の日本語教育を実施
- 定例の自社安全衛生協議会の中で、外国人社員による日本語スピーチを設定し発表

✓ 生活サポート

- 地元地域の行事参加やボランティア活動への実施と指導・定期的な懇親会や意見交換会の開催
- 個人負担での一時帰国の承認
- 技能実習から特定技能へ在留資格変更時の一時帰国中においても基本給の支払いを実施（60日間）
- 外国人材からの相談要望を受け、常備薬セット（風邪薬・胃薬など）を配布（全社員）



先輩実習生からの実務研修



地元行事参加



社員 懇親会

受入れ企業の声

- ✓ 外国人技能実習生と特定技能外国人が協力して従事してくれている。特定技能の2名(内1名は建設分野)は外国人社員に対する技能的指導や日本語や日常生活における指導的立場で、友好的かつ協力的なスタンスの維持向上に努めてくれている。
- ✓ 今後は専門級の知識や技能の向上に努め、資格取得による職長を目指してほしい。

特定技能外国人の皆さんの声

- ✓ 安全・品質に厳しい仕事だが、列車の安全走行を守っていることで、人の命や財産を守っていると思うとやりがいのある仕事で誇りが持てる。
- ✓ 安全第一・安全最優先で、自分も仲間も列車も誰も傷つくことなく終了する毎日が当たり前であり、その当たり前の技術が身につくことで自分が成長していくのがうれしい。

議決権に関する細則

鉄道分野特定技能協議会規約第6条及び鉄道分野育成就労協議会規約第6条において別途定めることとされている議決権の割り当てについて、以下のとおり定める。

○鉄道分野特定技能協議会

鉄道分野特定技能協議会規約第4条第1項に掲げる構成員ごとに1票とする。具体的には以下のとおり。

有識者	1人1票
特定技能所属機関（特定技能外国人の雇用を予定している者を含む。）	1機関1票
登録支援機関	1機関1票
業界団体等	1機関1票 ※ただし、同一の法人又は団体等が業界団体等及び特定技能所属機関のいずれにも該当する場合であっても、議決権を重複して有することはできない。この場合、当該法人又は団体等は、業界団体等として議決権を有するものとする。
試験実施機関	1機関1票
警察庁	1票
出入国在留管理庁	1票
外務省	1票
厚生労働省	1票
国土交通省	1票

○鉄道分野育成就労協議会

鉄道分野育成就労協議会規約第4条第1項に掲げる構成員ごとに1票とする。具体的には以下のとおり。

有識者	1人1票
育成就労実施者（育成就労外国人の雇用を予定している者を含む。）	1機関1票
監理支援機関	1機関1票
業界団体等	1機関1票 ※ただし、同一の法人又は団体等が業界団体等及び育成就労実施者のいずれにも該当する場合であっても、議決権を重複して有することはできない。この場合、当該法人又は団体等は、業界団体等として議決権を有するものとする。

試験実施機関	1 協会 1 票
外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）	1 票
警察庁	1 票
出入国在留管理庁	1 票
外務省	1 票
厚生労働省	1 票
国土交通省	1 票

附則

この細則は、令和8年6月23日から施行する。